

## 質問回答

| NO. | 質問   | 回答  |
|-----|--|---|
| 1   | <p>環境省が指定する有効成分（6成分程度）は契約後に開示となりますか。</p>   | <p>有効成分（6成分程度）は契約後にお知らせいたします。</p>   |
| 2   | <p>公開されている各国・国際機関のデータベース、評価書等のHPは契約後に指定されますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「生態毒性データベース」として、各国・国際機関等のデータベース</li> <li>・「有害性評価書等」として、各国・国際機関等の評価書</li> <li>・「一般文献データベース」として、科学技術振興機構（JST）文献検索システム</li> <li>・環境省事業（請負業務及び環境研究総合推進費研究課題等）の成果物として公表されている事業報告書等</li> </ul> | <p>文献を収集する情報源の種類については、仕様書3.（2）ii）に記載のとおりです。具体的にどのデータベース等を使用するかについては、同項の内容を踏まえ、受注者において適切と考えるものを選定してください。なお、使用するデータベース等については、契約後、事業開始前に環境省担当官へ報告・共有いただくことを想定しています。</p>                            |
| 3   | <p>科学技術振興機構（JST）文献検索システムを除く各データベースは無償で利用可能ですか。</p>   | <p>検索に利用するデータベースは、無償利用可能なものに限定しておりません。有料のデータベースを利用する場合は、本事業費に計上いただいても構いません。また、仕様書3.（4）のとおり、アブストラクトに野生ハナバチ類に対する農薬のばく露量又は投与量が記載されている文献については原著の収集（15論文程度）を求めています。本文献の収集に要する費用も事業費に計上することが可能です。</p> |